

由布市告示第57号

平成25年第1回由布市議会臨時会を次のとおり招集する

平成25年4月15日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成25年4月22日
 - 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

鷺野 弘一君	廣末 英徳君
甲斐 裕一君	長谷川建策君
二ノ宮健治君	小林華弥子君
高橋 義孝君	新井 一徳君
佐藤 郁夫君	佐藤 友信君
溝口 泰章君	西郡 均君
渕野けさ子君	太田 正美君
佐藤 正君	佐藤 人已君
田中真理子君	利光 直人君
工藤 安雄君	生野 征平君

○応招しなかった議員

なし

平成25年 第1回（臨時）由布市議会会議録（第1日）

平成25年4月22日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成25年4月22日 午前10時04分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第6 議案第40号 旧慣による公有財産の使用権の廃止について
- 日程第7 議案第41号 公有財産の処分について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第6 議案第40号 旧慣による公有財産の使用権の廃止について
- 日程第7 議案第41号 公有財産の処分について
-

出席議員（20名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 鷺野 弘一君 | 2番 廣末 英徳君 |
| 3番 甲斐 裕一君 | 4番 長谷川建策君 |

5番 二ノ宮健治君	6番 小林華弥子君
7番 高橋 義孝君	8番 新井 一徳君
9番 佐藤 郁夫君	10番 佐藤 友信君
11番 溝口 泰章君	12番 西郡 均君
13番 渕野けさ子君	14番 太田 正美君
15番 佐藤 正君	16番 佐藤 人已君
17番 田中真理子君	18番 利光 直人君
20番 工藤 安雄君	21番 生野 征平君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

局長 秋吉 孝治君	書記 江藤 尚人君
書記 三重野鎌太郎君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	首藤 奉文君	副市長 ……………	島津 義信君
教育長 ……………	清永 直孝君	総務部長 ……………	相馬 尊重君
総務課長 ……………	麻生 正義君	財政課長 ……………	梅尾 英俊君
総合政策課長 ……………	溝口 隆信君	契約管理課長 ……………	安部 悦三君
税務課長 ……………	麻生 悦博君	会計管理者 ……………	工藤 敏君
産業建設部長 ……………	工藤 敏文君	健康福祉事務所長 ……………	衛藤 哲雄君
保険課長 ……………	田中 稔哉君	環境商工観光部長 ……………	平井 俊文君
挟間振興局長 ……………	柚野 武裕君	庄内振興局長 ……………	麻生 宗俊君
湯布院振興局長 ……………	足利 良温君	教育次長 ……………	日野 正彦君
消防長 ……………	大久保一彦君		

午前10時04分開会

○議長（生野 征平君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、平成25年第1回由布市議会臨時会が招集されましたところ、議員各位には公私とも御多忙のところ御出席を賜わり、厚く

お礼を申し上げます。

本臨時会には、承認3件、議案2件が提案されております。よろしく御審議方お願いいたします。

それでは、本臨時会の開会に当たり、招集者であります市長より挨拶をいただきます。市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。平成25年第1回臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、公私ともに大変御多忙の中、御出席をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

また、3月24日の由布市健康立市宣言大会には、議員皆様の御出席をいただき、まことにありがとうございました。全ての市民の方が、住みなれた地域で生き生きと暮らしていけるよう、健康長寿と生活の質の向上に向け、市民と行政、地域が一体となって健康立市由布市を目指してまいります。

また、昨日はゆふいん温泉まつり献湯祭が開催され、湯布院温泉の幕あけとなったところであります。これからゆふいん温泉まつり、黒岳、由布岳の山開き、由布川溪谷開きと、由布市観光のスタートが切れようとしているところでございます。

さて、本臨時会では、承認を3件、議案を2件提案いたすことにしております。どうか慎重な御審議の上、何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） ただいまの出席議員数は20名です。定足数に達していますので、ただいまから平成25年第1回由布市議会臨時会を開会します。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（生野 征平君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番、新井一徳君、9番、佐藤郁夫君の2名を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（生野 征平君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3. 承認第 1 号

日程第 4. 承認第 2 号

日程第 5. 承認第 3 号

日程第 6. 議案第 4 0 号

日程第 7. 議案第 4 1 号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第 3、承認第 1 号から日程第 5、承認第 3 号までの承認 3 件、日程第 6、議案第 4 0 号及び日程第 7、議案第 4 1 号の議案 2 件について一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、上程されました付議事件について、一括して提案理由を御説明申し上げます。

本臨時会で御審議をお願いいたします案件は、承認 3 件、議案 2 件でございます。

承認第 1 号由布市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、現下の経済情勢等を踏まえ、社会保障・税一体改革を着実に実施するため地方税法等の改正が行われたことによるもので、緊急を要しましたことから、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定によりまして、3 月 3 1 付で専決処分を行ったものであります。

承認第 2 号由布市税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、固定資産税の不均一課税並びに課税免除の期間を延長するもので、緊急を要しましたことから、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、3 月 3 1 日付で専決処分を行ったものであります。

承認第 3 号由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の改正による特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長等で、緊急を要しましたことから、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、3 月 3 1 日付で専決処分を行ったものであります。

次に、議案第 4 0 号旧慣による公有財産の使用権の廃止については、公有財産である塚原全共跡地の売却に当たりまして、旧来の慣行により使用する権利を有する者がいるため、この旧慣を廃止するために、地方自治法第 2 3 8 条の 6 第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 4 1 号公有財産の処分については、市有地である塚原全共跡地を売り払うに当たり、予定価格が 2, 0 0 0 万円以上の売り払いであり、その土地の面積が 5, 0 0 0 平方メートル以上で

あることから、由布市有財産条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細は、担当部長より説明させますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（生野 征平君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、詳細説明を求めます。

まず、承認第1号及び承認第2号について、続けて詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） 総務部長です。それでは、承認第1号について詳細説明を行います。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項により、由布市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成25年4月22日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

専決処分書でございます。特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、平成25年3月31日付で専決処分したものでございます。

それでは、内容を御説明いたします。

新旧対照表をごらんください。

まず、第34条の7第2項につきましては、寄附金税額控除の特例控除割合の変更に伴うものでございます。

次に、第54条第5項及び次のページの第131条第4項につきましては、独立行政法人森林総合研究所が旧緑資源公団から引き継いだ業務のうち、今後の適用が見込まれる対象が皆無となったことから削除するものでございます。

次に、第3条の2第1項につきましては、延滞金の特例基準割合の算定を、現在では公定歩合を基準とする特例基準割合から、国内銀行の貸出約定平均金利で財務大臣が告示する割合に変更され、特例基準割合が改正となることに伴うものでございます。

次に、第3条の2第2項及び第4条につきましては、法人市民税の納期限の延長があった場合の延滞金の特例基準割合が改正されたことに伴うものでございます。

次に、第4条の2につきましては、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認が取り消された場合に、課税対象となる公益法人等とみなされる法人に一定要件を満たした法人が追加されたことによるものでございます。

次に、第7条の3の2につきましては、平成26年4月からの消費税の引き上げに伴う住宅ローン減税の拡充により、住宅借入金等特別税額控除可能額のうち、所得税から控除し切れなかった額を個人住民税から控除する対象期間を4年間延長されたことによるものでございます。

次に、第7条の4につきましては、寄附金税額控除における特別控除額の特例割合が改正され

たことによるものでございます。

次に、第17条の2第3項については、認定事業用地適正化計画の区域内にある土地等の譲渡所得の課税特例が、平成25年3月31日をもって廃止になったことによる改正でございます。

次に、第22条の2につきましては、東日本大震災による居住の用に供してきたものが滅失したことにより、敷地に供された土地等の譲渡についての適用条文の読みかえによるものでございます。

第2項につきましては、東日本大震災により居住用家屋が滅失等により居住の用に供することができなくなったものの相続人が土地等を譲渡した場合は、長期譲渡所得の課税の特例が受けられることとした特例を定めたものでございます。

次に、最後のページですが、第23条につきましては、東日本大震災により、居住用家屋が滅失した納税義務者が住宅の再取得、または増改築を行った場合、住宅借入金等特別税額控除の控除限度額を引き上げる特例によるものでございます。

なお、附則に、施行期日及び経過措置等を記載していますので、よろしく願いいたします。

次に、承認第2号について詳細説明を行います。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項により、由布市税特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。平成25年4月22日提出、由布市長。

裏面の専決処分書をごらんいただきたいと思っております。

承認第1号と同じく、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、平成25年3月31日付で専決処分したものです。

それでは、内容について御説明いたします。

省令の一部を改正する省令により、由布市税特別措置条例第2条振興山村地域における固定資産税の不均一課税第1項中及び第5条過疎地域における固定資産税の課税免除第1項中の平成25年3月31日までを2年間延長し、平成27年3月31日までとするものでございます。

また、第6条同意集積区域における固定資産税の課税免除第1項中の平成25年3月31日までを1年延長し、平成26年3月31日までとするものでございます。

附則で、平成25年4月1日からの施行となっております。

次のページから新旧対照表をつけていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、承認第3号について詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 哲雄君） 健康福祉事務所長です。承認第3号の詳細説明を行います。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、

由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成25年4月22日提出、由布市長。

次のページをお願いします。

専決処分書、下記の件について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分する。平成25年3月31日、由布市長。

記、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。平成25年法律第3号による地方税法の改正に伴い、条例の改正を行う。

次のページからでございますが、内容を説明をさせていただきます。

国民健康保険の被保険者であった方が、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を、最初の5年間2分の1減額する現行措置に加え、特定継続世帯として、その後3年間4分の1減額する措置を追加する規定でございます。

附則、施行日につきましては、平成25年4月1日でございます。ただし、附則第23項の改正規定は、平成26年1月1日でございます。

資料として新旧対照表を添付しておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第40号及び議案第41号について、続けて詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） それでは、議案第40号の詳細説明をいたします。

議案第40号旧慣による公有財産の使用権の廃止について、旧慣による公有財産の使用権及びその他一切の旧来の慣行の廃止について、地方自治法第238条の6第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年4月22日提出、由布市長。

1、公有財産の所在、地目、地積。由布市湯布院町塚原字鶴見嶽1239番196、原野、19万4,109平米。同じく、1240番5、原野、7,060平米。同じく、1240番15、原野、2,242平米。合計20万3,411平米でございます。

裏面に位置図をつけておりますが、公有財産である塚原全共跡地には、旧来の慣行による使用権、すなわち入会権が付着しております。この入会権の廃止は、司法上の権利として、入会権者の意思によって決めるべきものですが、その対象となる土地が公有財産であるため、地方自治法第238条の6第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第41号の詳細説明を行います。

議案第41号公有財産の処分について、市有地を売却することについて、由布市有財産条例第

2条の規定により、議会の議決を求める。平成25年4月22日提出、由布市長。

1、公有財産の所在、地目、地積につきましては、議案第40号と同じで、合計20万3,411平米でございます。

売却価格、1億4,238万7,700円。

3、契約の相手方、東京都中央区日本橋一丁目4番1号、湯布院塚原プロパティ合同会社、代表社員、株式会社ファンドクリエーション、職務執行者、小泉秀樹でございます。

裏面に、公有財産の位置図と、次のページから土地売買仮契約書の写しを添付しております。

この公有財産である塚原全共跡地は、広さ約20万平米に及ぶ広大な原野でございますが、平成4年の全国和牛共進会会場として使用して以来、使用されることなく遊休地となっております。地元入会権者の塚原財産管理組合からは、同組合員の高齢化等により管理が困難なことから、売却の要請が提出されております。市の公有財産管理委員会で売却する方針を決定し、平成20年に公募プロポーザルによる売却相手の募集を行いましたが、売却までには至りませんでした。今回、改めて公募プロポーザル募集を行ったところ、応募提案者があり、審査の結果、太陽光発電施設用地として売却したく、仮契約を締結したところでございます。

つきましては、由布市有財産条例第2条の規定に基づきまして、公有財産の処分について議会の議決をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（生野 征平君） 詳細説明が終わりました。

お諮りします。ただいま上程され、議題となっております各案件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議がありますので、起立により採決いたします。委員会付託を省略し、全員による審議とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立13名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、委員会付託を省略し、全員による審議にすることに決定いたしました。

これより審議に入ります。

まず、承認第1号専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 部長の詳細説明で、条文の頭に附則ちゅうのが全部抜けとって、最後の附則のところだけぴしゃっと言うんですけど、どういうことかというのが中身が知りたいんですけども、特に、最初は34条の7、2項の改正案に特にこれを入れるという点について、

ということなのか、簡単にさらりと言ってはくれましたけれども、特例控除割合のことだそうですけども、どういうことを指しているのか、もう少し丁寧な説明をそれぞれお願いしたいと思います。

次の54条の5項では、緑資源の当該の部分がどうなったのかというのが、よくこっちがわからないので、それがどういうことを指しているのか、わかる範囲でいいですけども、「あ、そうなんだ」というふうに納得ができるように、ちょっと説明をいただきたいんですけど、そういう説明は無理でしょうか。

○議長（生野 征平君） 税務課長。

○税務課長（麻生 悦博君） 税務課長です。今回、初めてです。どうぞよろしく願いいたします。

最初の34条の7の中の（法附則第5条の6第2項の規定に読み替えて適用される場合を含む。）を加えるということで、それにつきまして、市に対する寄附金に係る個人の市民税の寄附金控除について、平成26年度から平成50年度まで、各年に限り100分の2.1を乗じて得た率を加算する措置を講じたということでございます。一応、100分の85といろいろな率がございまして、その率の見直しによるものをつけ加えたということでございます。

それから、先ほどの54条のほうですけども、独立行政法人森林研究所等を廃止するというところで、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴いまして、指定された仮換地等に係る固定資産税等の納税義務者の特例措置を廃止するという関係で、森林組合総合研究所とは、森林研究所では、民間、大学、国、公立試験研究機関、他の独立行政法人等と連携し、協力し、森林とか林業、木材産業に関する研究を進めるためにあった研究所と書いておりますので、その部分を廃止、今回するというところで、一定の事業の施行に伴いということでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 全体を聞いたんですけども、最初の説明もよくわからなくて、これで準則どおりでしょうから、そこを信頼して、こっちが判断するしかないんですけども、「あ、そういうことなんだ」というふうになるような、そういう説明です。そこをどうもこっちが思うような回答が得られないという思いだけが残っている。これ以上聞いても同じでしょうけども。こういう3月末日に採決して臨時議会を開く中身については、従前ですと、3月中に行われている定例会の中で、こういう法改正がされる予定でありますからということで、委員会にそれなりの詳細説明が従来あったときもありました。ないときもありました。本来は、あらかじめ年度末に採決される予定ですから、関係課には事前の資料等が行っていると思うんです。それをできるだけ委員会の中で説明して、そしてつけ加えて、これはこういう法律の性格上、4月1日

以降、きちっと執行しなきゃならぬので、専決をお願いしたいというところまでつけ加えて説明責任を果たすべきだというふうに私は思います。この1日の臨時議会で、この間、かなり調べもしましたけれども、中にはきょうの朝、議案が、金額のかかなりの部分が訂正されて出された議案もありました。調べようがないんです。そういうことを含めて、もう少しきちっとした資料、説明というのをお願いしておきたいと思います。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） これも特定継続世帯をわかりやすく教えていただきたい。特に継続という部分がどういうことを指しているのかというのがちょっと、さっきの説明ではわかり

づらかったので。

そして、いま一つは、専決処分を3月31日にしてるにもかかわらず、この間2回も金額の差し替えが行われるということは、私にはどうも理解できないんですけども、単なる字句の修正とかいうんなら、決裁で「ああ、いいですよ」と言って、市長が決裁するのはわかるんですけど、こういう根幹にかかわるような部分が、どうしても簡単に、そげえ何回も「ああ、いいですよ」ちゅうて決裁されるのか、そこ辺が理解できないんで、前段のほうは担当課でしょうけども、後段のほうは市長、副市長、総務部長、お歴々のどなたでも結構ですから、お答えいただきたいと思えます。

○議長（生野 征平君） 保険課長。

○保険課長（田中 稔哉君） 保険課長です。お答えいたします。

今回の改正は2点ございます。まず1点は、議員が申されたとおり、現行法の中で特定世帯について、平等割について減免がございます。その措置が、今まで特定世帯については5年間という規定がございましたが、この5年を過ぎて、特定継続世帯については、この5年間を経過した後の6年以降8年、3年間の分について、特定継続世帯の扱いをするということでございます。

しかしながら、減免については、従来の2分の1ではなくて、4分の1軽減されるという措置でございます。

それから、濟いません。同時に説明させていただきました2点というのが、最初申し上げましたように、2分の1の特定世帯については、これを恒久化する。その2点目につきましては、4分の1、6年以降8年、4分の1というのが3年間追加されたと、その2点でございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） お答えします。

専決処分につきましては、今回の承認と内容的には整合性をとっているものでございます。どうぞ御理解をよろしく願いいたします。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） この短期間の間に計算方法が間違っただけかわかりませんが、2度も3度も訂正されると、整合性が本当にとられているのだろうか。もう一回訂正があるんじゃないかと苦になるわけです。そういうチェックちゅうのはしようがないかなと思うんですけども。先ほどと同じように、私たちは準則から来たやつやから、それを信頼する以外なくて、あなたたちも原課から上がってきたら、それを信頼する以外に方法がなくて、確かめようがないかなと思うんですけども、そういうことなんですか。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） お答えします。

やはり一番詳しいのは原課でございますけども、総務のほうでもその準則を取り寄せて、総務のほうでもその準則どおりになっているのか、明らかに違っているところがないのかということはチェックをするようにいたしております。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 残念なことに、これ準則に金額まで出ないもんですけんね、その計算は原課で、それに沿ってきちっとやらんならんで、読み込みちゅうのが大変だというふうに思うんです。それが不正確に読み込まれたというのを一体どこで指導するんか、そういう過ちがどこであったんかちゅうのを、やっぱり突き詰めて正していくということが必要だというふうに思うんですけど、そういう作業はもう原課任せでしょうね。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） お答えします。

今回の件につきましては、原課から上がってきたものですけども、最終的なチェックは総務課と合同で行って、その誤り等についても総務課のほうでも今後十分に精査して、誤りのないようになんという作業は行ったところでございます。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第40号旧慣による公有財産の使用権の廃止についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 40号について、これ旧慣による公有財産の使用権、詳細説明のときに、いわゆる入会権を廃止するということだというふうに聞きましたが、これ本日、4月22日提出で、本日の議決をした場合には、いつからこの入会権が廃止されるんでしょうか、日付は。

○議長（生野 征平君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） 契約管理課長です。お答えいたします。

所有権移転の登記が完了したときと考えております。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 所有権移転は別議案ですよね。所有権を移転するかどうかということと関係なく、これはいわゆる一般的な入会権を廃止しようという議案ですので、この廃止、この使用権を廃止しますということが議決されて、認められたら、売却されようがされまいが、入会権を廃止するわけですよね。だから、登記が移転するとか移転しない関係なく、これは入会権を廃止するという議案ですから、このことだけについては、何日付ということが決められてるべきことじゃないでしょうか。しかも、きょう議決したときに、例えば、そういう条例でしたら告示日がありますけれども、こういうものについては何日付になるんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） ちょっと休憩をお願いします。

○議長（生野 征平君） 暫時休憩します。

午前10時46分休憩

.....

午前10時50分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） 今の解釈では、入会権者の同意も、売却によるということになりますので、売却が行われない場合は、それが同意にならないということで、今の段階では、この原因が売却をするということですので、所有権移転登記という日と今解釈しております。もう少し、ちょっと詳細について調べたいと思いますので、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時5分といたします。

午前10時51分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） お答えします。議案第40号と議案第41号は、一体のものと解釈されますし、この入会権が消滅する条件として売買が成立した日というふうに考えております。ですから、きょう議決をいただいて、当然、それで議会の承認が得られたということで、今度は

実際に本契約になるんですけども、効力が発するのは、やっぱり所有権移転日がこの入会権の放棄の効力が発する日。その原因日は、きょう議決いただければ、きょう本契約に移りますので、その原因日は本日ということで、効力を発するのは、あくまでやっぱり所有権移転の日、登記日というふうに解されると思います。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） いいですか。小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 3回目ですが、議長、場合によっては、これ重要なことなので、回数制限なく許可いただきたいんですが、40号と41号が関連する議案なのでということは理由にならないと思うんです。議案として別々のもので議会にかけているのであれば、やっぱりその40号だけの議案が議決された場合に、そういう背景についていろいろあるのはわかります。であれば、やっぱり議案書に附則でもないんですけど、この効力が失われる日をきちんと明記しておかないと、この議案だけが議決されて、その後ひとり歩きしたときに、今からその所有権移転までの間に2カ月ぐらいあるわけですから、そのことが問題になりかねないわけです。そこはきちんとそういう日付を議案書に書いておくべきでないと、このままですと、本日議決したら、本日からなくなるということになりはしないのか。その日付を書かないのかということと、3回目だから、もう一つ重ねて言いますが、所有権移転して、売買が成り立ったときでもないと思わんですが、売買が成り立った後、その売買代金の9割をまず地元に入れるわけですよ。その時点では入会権が残ってないといけないわけです。地元で9割の、入会権を使って9割の代金を地元地区に払った後、入会権を解消しないと、売れたときに、そのまま所有権移転したときに、そのまま入会権が効力消滅したら、9割は地元に入らないということになるんじゃないですか。

○議長（生野 征平君） いいですか。契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） 契約管理課長です。お答えします。

自治法の238条の6の条文なんですけども、旧慣による公有財産の使用の廃止についてということでございます。市有財産である状態のときが公有財産でございます。売ってしまった後につきましては、もう公有財産ではなくなってしまうので、旧慣使用権の廃止はできない。公有財産の状態である市の持ち物である状態のときに廃止ができると解釈しております。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） 当然、議案40号と議案41号は別々のものですけども、関連があるという意味で、先ほどそういう関連があるということです。

それと、日付を明記すべきだということですけども、今回の仮契約の中では、仮契約は議会の議決して、本契約になるわけですけども、それから代金の支払いを一応6月30日と仮契約書に

うたっておりますけども、この間、いろんな手続を今度はしなければなりません。湯布院のまちづくり条例だとか、太陽光の発電の関連のそういった手続が本当に完了した後に代金を授受して、所有権移転登記をするということになっておりますので、それがもしも相手方とこちら市側が、そういう協議が整わなかった場合は、この契約はもう無効になります。そういったことから、今、何月何日にはっきり所有権移転登記をするということは、明記はできませんので、そういった意味からも、今の入会権の抹消日というのは、ここに入れるのは、今の段階では困難だと考えています。（発言する者あり）

○議長（生野 征平君） もう3回ですので、ほかにありませんか。佐藤正君。

○議員（15番 佐藤 正君） 今、部長のお話の中で、まちづくり審議会等の経過を待たなければ契約ができないというようなお話がございましたけども、そのとおりでよろしいですか。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） 契約は、本日、議会の議決をいただければ、本日付で本契約となるものと解しております。ただ、その契約がまちづくり審議会、契約の条件として、その中にいろんな手続を踏むことということがあります。それが済まないで代金の受け渡しを行わないようになっていきます。それで、その代金の授受があった後に所有権登記が行われるということになっております。ですから、そういうことを、契約は成立しますけども、そういう行為が整わない場合は、この契約は無効になるというふうに解しております。

○議長（生野 征平君） いいですか。ほかに、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 今のところ、条文で説明していただきたい。（「マイクお願いします」と呼ぶ者あり）マイクね。今、説明した箇所を条文で説明をしていただきたいんですが。それと、もう一つ、入会権、従来もずっと問題になっていましたけども、入会権を行使できない土地というのがたまたま過去にも事例が出てます。要するに、入り口を売却して、入会権を行使しようにも、その採草もできなければ、山の管理もできないというような土地がこの前ありました。そういうなのも、売買にかかわらず、この旧慣を廃止することができるんじゃないかというように思うんですけども、条件は売買だけに限定しているのかどうか、その辺も教えていただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） 御質問にお答えします。

仮契約書をごらんください。第3条で売買代金の金額と、第2項に、前項の代金を納入通知により、平成25年6月30日までに甲に支払わなければならないということになっております。

次のページの第5条をお開きください。第5条に、この代金の支払いの条件というのが10項目ほど掲載されております。この中の第10項に、農地法、自然法、条例、規則等に基づく規制

により、指定用途に供することができない場合は、指定用途に供することが可能となることの法令の改正とかなっておりますけども、指定用途に供することが可能となることということが第10号の中にうたわれております。ということは、市の条例とか、そういったものをクリアして、太陽光発電施設としての用途に使用できるということが可能にならない限り、代金の支払いを授受しないと。

また、これ第3項では、この代金を支払わない場合は、決裁の延期、すなわち代金の支払い期日については、甲乙協議して、それを延長することもできるということをうたっております。

そういったことから、こういった手続を済ませた後に、今の段階で、市としては済ませた後に売買代金の授受を行い、所有権移転登記を行うということにしたいというふうに考えております。

それと、この入会権の放棄につきましては、第1条件として入会権者の同意が必ず必要です。ですから、市側が一方的に入会権を削除するといいますか、廃止するということとはできないし、市有地であれば議会の議決も要するという事になっております。

今回の入会権の放棄につきましても、入会権者の組合からは、売買によるということがその同意に明記をされております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 先日、この概略の話を聞いたときに、入会権者の合意という部分で、総会等かけて全員の合意のはずが、1人だけ、1人か何人かわかりませんが、知ってるのはその1人が反対をずっと言っているというふうなことをお聞きしました。そのことは、一体何も問題にならないのかどうか。今のところ、持たれている資料で、総会の議事録等、いろいろあときは示していました。そのことを教えていただきたいというふうに思います。

そして、ついでに出たことなんですけども、ついでかどうかわかりませんが、よく自然を守る運動をしている人が、今回、この問題に対しては反対運動しないのはどうしてだろうかという疑問も全員協議会で出ましたけども、聞いたところによると、総会で皆さんが一致していることなんで、あえてそういうことに反対運動をする必要はないんじゃないかというふうに彼は言っていました。ただ、反対運動をせいという要望というんですか、それは今、反対運動をしている人から直接働きかけがあったそうですけども、今のところ、それはとり合っていないそうです。その反対運動のことについて、どういうふうに認識しているのか、見解をお尋ねしたいと思います。これ以上、訴訟等に発展しないのかどうか、そういう心配をしているんですけど。

○議長（生野 征平君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） 契約管理課長です。お答えします。

反対されている方についてですが、3月の後半でしたと思いますが、議会に上げるという話に

なったときに、反対という言葉が電話があって、聞いたところでもございましたが、今まで長い間、この売却について地元の方から、売ってほしいという申し出が何度もあっております。地元の財産管理組合の方々も総会を開いて、総会の場で売却するという方針を何度も決めていただいておりますし、今回の売却についても、臨時の総会を開いていただいて、売却する旨の同意をいただいたところでもございます。話が、仮契約も終わった後の段階で反対だと言われても、これはちょっと納得できかねるというところがあります。権利の乱用ではないかという判断にも立てますので、今回、議決をお願いしたところでもございます。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） ちょっと補足しますと、反対の理由が、やっぱりまちづくり審議会とかにかかってないので、それをつくったことにより、後の災害の発生とか、そういったことが一番気になるというのが反対の主な理由でございます。そういったことから、本契約締結後に、先ほども言いましたように、そういった手続はちゃんと踏ませる予定ですし、そうしないとこの契約は無効になるというふうに解しておりますので、その辺をきっちり行えば、御理解をいただけるのではないかと、今現在では考えております。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 溝口です。先ほど、同僚議員の質疑に答えられた答弁の中で、本契約、今のところ仮契約ですけれども、本契約になった後に、また、まちづくり審議会に諮るというふうな流れになっているように聞いたんですけども、その流れでよろしいのでしょうか。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） お答えします。

まちづくり審議会には、まちづくり条例が、潤いのある町づくり条例があります。それに係れば、当然まちづくり審議会に聞きますし、今、太陽光発電施設の開発指導要綱というものも4月1日からできております。それには必ずかけるようになると思います。その中には、まちづくり審議会の意見を聞くようになっていきますので、まちづくり審議会には御意見を伺うようになると思います。それは、あくまで開発のためにどんな影響があるとか、環境保全にどういう配慮をするかということをお聞きするというので、売買そのものの是非を問うものではないというふうに解しております。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 当然、審議会の中で意見が出るということになると、売買に関することまで踏み込む意見が出てくる可能性は十分にあるんです。売るべきではないとか、それまでのいろんな阻害要件が出てくれば、明らかになれば。そうすると、もう根本的にこの契約自体破棄せざるを得ない結論を審議会が出す可能性も十分にありますから、そのあたりを、出た

場合のアズ、イフですけども、どういうふうに対応していく用意があるのかを教えてください。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） 売買の是非まで及ぶ意見が出るかもしれませんが、もう売買はそのときは成立しているというふうに解しております。ただ、その中で、いろんな心配される点、今もまちづくり審議会等から御意見をいただいております。その辺については、今後、業者がそういうものに誠意を持って対応して、お互いに納得するところまで市も持っていきたいというふうに思っております。

仮に、どうしてもだめだということになれば、これはもう契約そのものが無効になるというふうに解釈せざるを得ないというふうに考えております。ですから、太陽光以外に使うとか、太陽光ができないということになれば、もうこの契約は無効になるというふうに解釈をしております。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 実際、今、審議会では、結論的なことは何ら出ていないわけです。それにもかかわらず、こうやって議案として出てきて、仮契約を本契約にするための議決を求めている。ここにそごがもう既に生じているんじゃないかと思うんです。余りにも急ぎ過ぎる。それが結果的、結果というか、それを引っ張り込んでいるのが6月30日を限度とするという期日設定がそこに（発言する者あり）そうかそうか、（「ごめん、俺が引き込んでしまった」と呼ぶ者あり）そうか、ごめん。もうちょっとそれは勘弁してもらって、その流れが私が納得できないところですから、ちょっと説明してもらえますか。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） お答えします。

当然、まちづくり審議会等からも、先ほど言いましたように、御心配な意見は十分いただいております。ただ、やはり相手方として、本契約にならないと、本格的な事業投資は難しいと、いわゆる詳細設計とか、そういったものについて、今の段階で踏み込んだ投資が難しいということで、具体的な今図面等はまだできておりません。概略の設計です。そういったものでは、まちづくり審議会も実際の審議ができないというふうに言われております。そういったことから、仮契約をして、審議的にも早い時期に議会にお諮りをするというようなこともございまして、今回の提案となったところです。本契約になれば、業者も本格的に詳細測量して、どういった図面もでき上がって、実際の潤いのある町づくり条例に係るのか、太陽光の発電施設開発指導要綱だけでいいのか、その辺も明らかになってこようと思います。そういった手続を踏ませて、市と業者と、また、地元の方々とお互いに納得のいく線まで出して、事業実施を行いたいというふうに考えております。そういうことで御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 議案40号についての討論です。

やっぱり議会に出す議案というのは、きちんとした手続にのっとって審議されて、議決されるべきものです。今、議案40号について、41号との関連がありますからというようなことを言っておりますけれども、あくまでも議案40号というのは独立した一つの議案なわけです。その施行期日といいますか、有効日が、ここの議案書に一言も書いていないと。日付を書けないのであれば、例えば、この原因、この入会権の廃止が原因となる所有権移転された日においてとかということを書いておかないと、私、議案書、議案としては不備があると思うんです。

ましてや、今、いろいろ質疑出ましたけれども、この後の関連すると言われている41号の議案が成立した後に、いろいろ条件がついていて、場合によっては、これが、この売買契約が成立しない可能性もあるというようなことまで言及されました。もし6月30日までに売買契約が成立されなかったら、この議案40号で廃止した入会権はどうなるのでしょうか。これが自然にまた入会権戻ってくるのでしょうか。そんなことあり得ないと思うんです。

だから、議会の議決の際には、そういう条件がついているのであれば、きちんとそのことを書いた上で議決しないと、この議案だけが後世に残ると、そういう次の41号に関連するか、してないか関係なく、ただただ単にこの塚原の土地の入会権というのを、この4月22日の議会の議決でなくしたんだということだけが残っちゃうわけです。

そういうことをやっぱりきちんと精査していただきたいし、質疑をしたら、いろいろ休憩とられてやられたということは、やっぱりこういう議案書に不備があったということだと思うので、私はきちんと、この議案書のままでなあなあで説明を聞いたからオーケーということで議決してしまっているのかというふうに思います。

売買が成立した暁には、入会権を廃止する内容そのものについて、私は異議はありませんけれども、この書面の書類上の不備ですとか、手続の不備といったことについては問題があると思いますので、これをこのまま認めるわけにはいかないと 생각합니다。

以上です。

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求

めます。

〔議員19名中起立13名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号公有財産の処分についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 3点、具体的なことで済いませんけれども、お聞きします。

この対象地は、今、我が国の最も美しい村という49カ所の指定を受けている地域でございますけれども、その根拠になる景観プラス文化や伝統も含んで認められております。この景観の部分が、この売買によって破壊されるというか、阻害されるという懸念がございますけれども、そのあたりをどういうふうに対処して、その指定に対する担保と申しますか、しっかりと美しい村、日本で最も美しい村として存続するのかどうかを確認しているのかどうか。

2点目が、あそこの土地というものが、ソーラーですから、太陽光発電に限定して使用用途がされて、用途がきちっと限定されておるんですけども、その用途に対する風による影響というものの調査を、十分ではないにしても、そのそばに県道が通っておりますけども、県道の植樹、県道に植樹されている桜の木は全て北に向かって曲がってるわけです、ぐっと。そういう街路樹があることは、風の影響しか考えられないわけです。それほどの風の力があそこにかかっている。それも当然です。由布岳と鶴見岳の間が風の通り道で、台風の南風がそのすき間を通るときに収れんされるわけです。10の力が半分の場所にぶつかったときに4倍ぐらいの力になるわけです、シューっと。こういうふうには、ロート状の大きいところから狭いところに抜けますから。過去、あのあたりの別荘地の屋根がそれで吹き飛んでいるわけです。電柱も倒れているわけです。それを知らずに、もしこの契約が本契約となって、つくったは、壊れたはというふうになった場合の懸念が、当然私どもまちづくり審議会を通しても議題としております。

三つ目が、もし山影であるがゆえの日照時間に対して不安を、私は随分時間が短い日照時間になるだろうとは思っているんですけども、そのあたり、契約相手のファンドがぴたっと理解して太陽光発電に取り組もうとしているのか、この確認をどうして、どういうふうになさったかを、その3点、教えていただきたいと思えます。

○議長（生野 征平君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） 契約管理課長です。お答えします。

塚原の景観に関する保全についてですが、契約するに当たりまして、これは守る、維持していく必要があるということで、協定書を結びまして、景観保全に努めるということで、業者から協定書の中で一言いただいて、協定を結んでおります。

2点目の風対策についてですが、風については、再三、まちづくり審議会等で、風が強いので、

大丈夫かという声をいただいております。そういうことで、業者のほうには、風が強いということ伝えて、十分な風対策、風に強い構造なり、それから景観に維持するための植樹をするということでございますけども、その植樹についても、背の高い植樹ちゅうのは、やっぱり風のことを考えれば、短い背の高くない植樹等、そういう指導をしていくということになります。していきます。

日照時間の短い、3点目の短い点についてですが、これにつきましても、業者のほうは調査研究して、大丈夫だという判断のもとに、今回応募してきたということでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 1点目は答えになってないんですけども、美しい村という指定を、もしもこれは名誉ある指定を受けているということになれば、開発が起きたがために、その指定を取り消されると、名誉ある指定が取り消されて、不名誉だけがソーラー開発によって残されるという事態が想定されるもんですから、そこを心配しているわけです。

2点目の植樹にしても、景観を守るために、それはもちろん背の高いのを立てれば見えなくなりますけども、それと同時に日照を遮ることになりますから、当然低くて当たり前です。そういう具体的にあそこがどうなるか、こうなるかと。日が出てから日が沈むまで、どんなふう投資に対してペイするのか。そのあたり、ファンドが、買い手、買い主が理解、どうやっているのかを今聞いたわけです。そのための日照については一緒になりますから、そういうところをもう一回整理して答えてください。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） 美しい村につきましては、このことにより指定を取り消すとかいうようなことについては、現在、これは塚原の組合が行っているものでございますので、そちらのほうで確認をしていただいております。その結果について、まだうちは把握しておりません。

それと、あとの採算性とか、そういったものについては、提案書の中に収支計画、資金計画等も載っております。そういったもので、十分業者としては、相手方としては、現段階では採算が合うということで計画をしているものというふうに解釈をしております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 先ほどの契約が成立しなくなる例に出された5条の10項を何度読んでも、それに該当するというふうに読み込めないんです。総務部長が言われる指定用途に供することができない状況が市の町づくり条例の中にあるわけですか。別にそれは何もないです

よね。そうすると、規制の解除に必要な許認可の取得を、指定用途に供することが可能となることというのは、全然該当しないんじゃないかというふうに思うんです。既に、今の段階で指定用途に供することが可能な状態なんです。手続として、まちづくり審議会の許可を受ける手続はありますけれども、現在の状況の中で、この法律で規制されているような状況ちゅうのは別に考えられないんで、この10項をもって——10をもってどうだということは、ちょっと該当しないんです。ほかのもずっと読んでみたんですけど、直ちに代金を払わなくていいというようなふうには読み込めないんで、その確信を持っている部分をもう少し私たちにわかるように説明していただけないですか。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） お答えします。

先ほどの10号につきましては、法律と連記して条例・規則に基づく規制についてもというのが含まれております。この規制の解除に必要な許認可の取得ということが必要であるというふうに、今解釈しているところでございます。

それと、議案にはつけておりませんが、先日資料でお配りしました協定書の中に、協定書の第4条に条例等の遵守ということが定められております。関連する法令条例を遵守するものとする。特に、市が定める由布市太陽光発電施設設置事業指導要綱を適用するので、それに沿った事業実施をするものとするという協定も結んでおります。そういったことで、市としてもそういった条例に適合するような手続を踏ませたいというふうに考えているところでございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 相手も共通の認識なんではないですか。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） 当然協定書を締結しておりますので、同じ認識に立っていると思います。

○議長（生野 征平君） ほかに、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 先日の全員協議会でも質問させていただいた件ですが、やっぱり本会議のきちとした公式議事録が残るところで御発言を残していただきたいと思うので、あえて重ねていただきます。

まず1点目は、買い戻し条項がついています。10年間、何か用途が違ったり、事業がうまくいかなかった場合には、買い戻すことができるというふうになっておりますが、実際には、買い戻すためには、売買代金のうちの9割は地元の自治区に入会権として支払われます。もし買い戻すときには、地元からその資金は戻さないと聞いておりますので、市が独自でその分を用意しなければならないというふうに説明を受けました。由布市は、今後10年間の間にも買い戻さ

なければならないような事態を想定して、そういう資金を準備しておく計画があるでしょうか。基金を積み立てるなどして、そういう買い戻すときのための資金の準備をしているかどうかというのが1点目です。

2点目は、これも前聞きましたけれども、第5条かなんかで土地を担保に入れることを認めておりますけれども、もし買い戻すときに抵当権がついていたら、抵当権付きの土地を由布市が買い戻さなければならないような状況になったときには、そういうことはどういうふう処理されるつもりなのか。

それから、3点目、この売買相手の会社についてなんですけれども、ファンド会社がベースになって、今回のために1万円の資金でつくったいわゆるペーパーカンパニーといっても仕方ないような会社だと思うんですけども、こういう会社の太陽光発電事業の実績というものが全然ないわけです。詳細資料をいただきましたけれども、ファンド投資としての実績はいっぱいあります。いろいろもうかる事業に投資することにはたけている会社のように思いますが、自分で実際に太陽光の事業をやったことがない会社なんです。そういうところに由布市で太陽光発電事業をさせるということにどのぐらい事前の調査や信憑性があるのか。プロポーザルの選定委員会で認められたと言ってますけども、ここら辺の太陽光の事業の実績をどういうふうに市は評価したのかということが3点目です。

あと2点あります。それから、これ売買契約に、太陽光のこれだけの大きな太陽光発電事業というのは由布市にとって初めてなんです。ですから、こういう事業を由布市が誘致ではないんですけど、受け入れることによって、市にどういう影響があるかというのは全く予測が不可能です。でも事前にできる限り市としては悪影響やいい影響を調査しておくべきだと思うんですけども、例えば、ほかの自治体の事例ですとか、今全国では、これが裁判沙汰になったり、住民訴訟になったり、あるいは住民運動を起こしているようなこともあると聞いております。そういうことについて、由布市はどういう対策をとるべきかというようなことを事前にどれだけ調査しているのか。

最後です。いっぱい聞いて申しわけないんですけど、最後に、収支計画を出していただきました。ただ、この収支計画を見ますと、この詳細資料の23ページなんですけども、売電収入として年間予想発電量が初年度で1万265メガワット発電できると見込んでいます。これの根拠はどこに、一つも書いてないんです。先ほど同僚議員の質問の中で、業者は独自に日照を調査してるなんて言っていましたけれども、じゃ、例えば塚原の年間の日照時間数とか、そういう数字を出してきて、それが予想として何メガワット発電できるのかという見込みが全然書かれてないんです。この数字の上だけで1万メガワットですか、発電できるって書いてますけど、本当に塚原でこんなに年間1万メガワットも発電できるのかどうか、その部分をどう精査されたのかというこ

とで、これ初年度から1億円ぐらいの営業利益が出るみたいなことが書かれていますけども、非常にこれ塚原の気象条件を考えると、こんなに発電できないんじゃないかというのが実感として、地元の人や我々が実感として心配していることなんです。業者が調査してます、調査してますと言ってますけど、市としては、その業者が出してきた数字をどこまで精査しているのか。

いろいろ聞きましたけど、順番にお答えください。

○議長（生野 征平君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） 契約管理課長です。お答えします。

買い戻しの資金の準備はあるのかということでございますけども、これは準備というものはありません。

それから、2番目、担保等をとられた場合、どうなるのかということでございますが、買い戻しをもし実行するとなれば、市としては売却した代金を支払うことによって買い戻しができます。買い戻しの登記後に設定された抵当権等がありましたら、それは買い戻しの実行することによって消滅します。消滅するに当たっては、相手方の抵当権の設定者との協議等を行って、市が買い戻すために支払う買い戻し代金相当分だけが抵当権者のほうに行くような形になっていくと解釈しております。

3番目の太陽光の発電の実績がない点についてということでございますが、今回、このファンド会社が太陽光発電に取り組むようになった主なきっかけは、昨年7月の政府の太陽光発電の売電買い取り制度の発足に伴って事業を始めたことによるものでございます。そのため、現在、国内のあちこちで、3カ所ほど聞いておりますが、事業をファンドという形式で行っているそうでございます。そういうことで、今動かしている実績はないということでございます。

この4点目の事例です。他の自治体の事例等ということでございますが、現在のところ、反対等の住民運動があるということは聞いておりません。福岡の川崎町ですか。こちらで2,000ワット、うちの規模の5分の1程度の事業も計画して、今進めているそうでございますが、電話等、川崎町のほうの役場にも問い合わせ聞いてみたんですけども、現在、契約をする段階という、うちと同じような状況であるそうです。千葉のほうもありましたけども、千葉のほうはまだ確認しておりません。

5点目の収支計画についてですが、収支計画については、向こう側が提示したのを信用しているところでございます。この収支計画について、私ども太陽光については、申しわけないんですけど、本当に詳しくないところもありまして、この収支計画が大丈夫なのかという、その精査まではできていないところでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 正直にお答えくださって、ますますわからないと、不確定なことばかりだということがよくわかったと思います。順番に、資金について準備してないと言いますけど、これから準備するつもりはないのかということです。これ、買い戻すことができるとなっていますけども、実際にお金が由布市のほうでそのときに用意できなかつたら買い戻せないわけですね。ですから、少なくとも、こういう買い戻し条項を載せた契約書をつくったんだったら、市としては買い戻すことができるような準備をしておくのが、私は市としての基本的な姿勢ではないかと思うんですが、これからそういう市として買い戻しのための資金を準備していく予定を立てないのかということが1点目の再質問です。

それから、2点目の担保をとられたら、その買い戻しのときに買い戻したお金で清算できると言ってますけど、幾ら担保を入れるか、抵当を入れるかわからないわけですね。買い戻したお金以上の抵当が入ってた場合には、抵当権が残ってしまう場合があると思うんですが、その場合に買い戻したお金だけでは清算できなかった場合には、抵当が残ったまま、また引き受けることになるのでしょうか。

それから、3点目はいいんですけど、4点目は、この業者がやっているほかの市の事例を調べろと言っているのではなくて、全国でいろんな自治体が、今太陽光発電事業を導入したり、導入をしない、導入に関しては、いろんな調査をしたりしてます。由布市として、こういう太陽光発電事業というものがどうなのかということをも市のほうではどういうふうに体制をとっているのかと。由布市において、この会社に限らず、この会社に限らずこういう太陽光発電事業というものが由布市の中において展開された場合には、市内にどういった影響が及ぼされるだろうかということも事前にどれだけ市は体制を組んで調査をしたりした上で、この会社を受け入れようとしているのか。そこを私は十分にやっておく必要があると思うんですが、そういう調査をこれからするつもりがあるのかないのか、まだ2カ月ありますから、そういうことを徹底的に調査して、ましてやこの塚原地域でこういう太陽光がこの規模で展開された場合にはどうなるかということも十分市としては調査しとくべきではないかと思うんですが、そういうことをする予定があるかないか。

それから、最後の先方の提示してきたものを信用していると言っておりますけれども、これこそ危ない話なんで、市としては先方が出してきたものを丸のみするんじゃなくて、市として調査して、市として算出し直した上で信用しているのかどうかということも、それやとくべきだ。地元の感覚として、1万メガワットも発電できないだろうと、これ心配をしているんです。だからこそ、そういうことを例えば年間の日照の平均の数値をとって、これを発電したら幾らぐらいになるかみたいなことの計算はできると思うんです。せめてそういうことをした上で、先方が出てきてる数字というのに信憑性があるかどうかというのをチェックする必要があると思うんで

すけど、そういうことはしないのか、再度、お願いします。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） お答えします。

買い戻しを行うときの資金ですけども、現在のところ、市としては太陽光発電施設としてスムーズに建設されることを望んでおり、買い戻しを現段階でする考えはございませんけども、御心配のように、その場合、万が一に備えてということで、例えば基金ということだろうと思えますけども、今現在、今の段階では、そこまでは考えていません。今後、開発指導とか、そういった面で、いろんな問題点が出てくるかと思えますけども、そういうのを踏まえた上で検討をしていきたいというふうに思います。

あと、抵当権の問題ですけども、買い戻し特約というのは、もう登記簿上に買い戻し特約は由布市にあるというのは明確にうたうこととなります。その中に、売買代金もうたわれます。買い戻すときの金額もうたわれます。それは、今回の売買代金と同じ額でございます。ですから、それ以上市が負担して、買い戻す必要は、買い戻し特約を行使すれば、ありません。それを資金として、抵当権を抹消するしかないということになるかと思えます。

○議長（生野 征平君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） 契約管理課長です。今、総務部長の言われたことでございます。担保の関係でございますけども、不動産登記のほうを調べたんですけども、今、総務部長の言われたとおりで、市として負担するのは、登記のときに記載された売買代金と費用を負担すればよいということになっております。判例等も見ますと、抵当権者は、抵当権額を確保するために、裁判所を通じて市のほうが払い戻す、払い戻す代金を差し押さえするというような形をとるようでございます。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） 済みません。あとの他市町村の状況等につきましては、先ほどちょっと契約管理課長が申しましたけども、少し調べた段階では、大きな問題になっているところはないというふうに把握しているということですけども、今後十分把握して、その辺は具体的な指導を行う段階では、そういうものを用意して、業者の指導に当たりたいというふうに思います。

○議長（生野 征平君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） 副市長です。市の自然エネルギー政策全体にかかわる御質問がございましたので、その点について私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

自然エネルギー政策に関しましては、基本的には推進をするという方向で、総合計画の中でもうたっております。前回、前回といたしますか、先般、他の企業がといたしますか、進出の話の中でも、自然エネルギーだったらいいじゃないかというような、皆さん方からの御意見もございませ

た。現在の法規制の中では、太陽光発電等に関しまして、なかなか規制の対象にならないというふうな議論が進行しておりましたので、一定規模以上の施設については、これについて何も関与しないわけにはいかないということで要綱を策定をしたところであります。

そういうことで、いろいろ細かいことでは配慮していかない面はあるかと思えますけど、基本的には市がやるということではありません。市が市の事業としてやるということまで今検討しているわけではありませんけど、基本的には受け入れたいということで、規模の大小いろいろございますが、遊休農地の活用等も含めて検討していきたいというふうに思っております。

それから、収支計画のお話ございましたけど、一般的に1メガという1,000キロワットです。の発電をするのに、面積換算という言い方は変なんですけど、大体地形にもよるかと思えますけど、1ヘクタールから1.5ヘクタールの土地が必要ではないかというふうに言われております。今回20ヘクタールの土地を売買を予定しているわけなんですけど、この相手方が発電の規模で言っているのは10メガワットでございます。ですから、機能的にも十分可能ではないかというふうに判断をしております。1メガワットに対して1.5ヘクタールというのはかなり過大に土地を必要と。1.0ヘクタールから1.5ヘクタールぐらいあれば可能ではないかなというふうに言われております。その中で、今回の収支計画は10メガワットということで予定をされておりますので、十分採算性が可能だというふうに判断をしているところであります。

以上です。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 市としての基本姿勢はよくわかりました。私が最後に言っているのは、今、副市長が言われたのは一般論です。その一般論は知っているんです。じゃなくて、あの塚原というあその場所でどうなのかということを行っているんです。あの塚原は、地元の感覚からすると、年の半分は雪で覆われたり、霧もよく出ますし、雨もよく降ります。一般的に1.5ヘクタールぐらいあれば1メガワットで発電できるという基準からしても、塚原というのはなかなか気象条件が厳しいんじゃないかという懸念があるので、例えば塚原のあの土地の日照時間なりを業者が1年間調べ上げて、その日照時間から計算した数字が出てきた上での数字なのか、一般論としての数字なのかというところをちゃんと精査すべきではないですかというふうなことを言っているんです。もちろん太陽光発電に賛成反対言っているのではなくて、いろいろ市が基本的には自然エネルギーを推進したいのであれば、うまく事業遂行してもらいたいからこそ、いろんな不安材料を取り除いてほしいということで、これだけの心配を事前に上げているわけなんです。だから、そのことに対して、大丈夫です、大丈夫です、多分大丈夫だと思いますではなくて、どこまで市としては事前にきちんと調査をしていたのかというところを見せていただきたいということなものですから、そういうことを市はちゃんとするつもりがあるのかなのか、

業者の言うことをうのみにして、うまくいくと思いますというのだと非常に不安だから言っているんであって、そこはちょっと真摯に向き合っていただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） 今後、そういった条例等の手続等も指導していきたいと思います。そういった段階では、御指摘のように、業者のことをうのみにするのではなく、いろんなことを調べて対応していきたいというふうに思っております。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 担保権のところでは14条の1に、なお、太陽光発電所の建設のための資金調達のために売買物件に担保権を設定するということでもありますので、当然、上物についても担保権を設定するということと、18条、各条例に10年間という拘束をされたような契約をしております。だから、10年以後はほとんどこの中の契約書にはもうなくなるということで、もしこの条件の中で、この当事者が破綻なり、この物件が競売を受けて、第三者にこのものが移転したときに、果たしてこの買い戻し条項等の条項が適用できるのかどうか。

また、買い取り金額が同一金額だけということであれば、当然、そのことも含めて、基金なりをやはり積み立てておかなければならないんじゃないかと思うんですが、この物件が3筆の固定資産税はどのくらい、もし売った場合に年間市に収入として入るのか、以上についてお尋ねしたいと思います。

○議長（生野 征平君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） 契約管理課長です。お答えします。

1番目の上物についてですが、上物については、ソーラー発電設備とソーラーパネル等発電して、それを送電するための設備になろうかと思います。通常の建物はないと、計画書で見るとは建物はないということでございます。償却資産的な設備だけだと考えられます。

2点目の10年目以降のことについてですが、買い戻しにつきましては、民法の規定の中で、最長で10年とされておりますので、この最長の10年としたところがございます。それ以降につきましては、もう制限のしようがないということになります。

固定資産税については、ちょっと私のほうでは現時点で把握できてないのが実情でございます。

○議長（生野 征平君） 税務課長、固定資産税についてわかりますか。

○税務課長（麻生 悦博君） まだ試算していませんので。濟いません。申しわけありません。まだ、この分については試算はしていませんので、ということで、額的にはまだはっきりわかっておりません。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 土地代よりも建設費にかかるそういう費用のほうが大きいんじゃない

やないかと思うんですが、それが償却資産だという捉え方は、ちょっと私は納得できないんですが。

それと、当然市としての一つのメリットとして、この企業誘致なりをしたことによって、そういう固定資産税が市に入るということで、それを基金なりに積み立てることによって、最悪の場合には買い戻し条項が、ただ条項だけでなく、資金的な裏づけをそこですることによって、これが担保されるんじゃないかというふうに思うんですが、そういうことは全く考えてないのかどうか。

それと、一番この事業計画で、これが先ほど二ノ宮議員も言われたように、リッチフィールドのパブリカの生産みたいに順調に推移すれば、それほど問題はないかと思うんですが、途中で10年未満で経営破綻なりをして、第三者にこれが所有権なりが移転したときに、果たして買い戻し条項なり、そういうものがどういうふうになるのかという検討はどういうふうにされたのか。もしこれが契約どおり履行されなかった場合に、果たしてそのときの対抗手段として市はどういうふうに考えているのかということをお尋ねしたいんです。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） まず、基金の積み立て等につきましては、固定資産税とか、先ほどお答えしましたように、今の時点では、そういうことは今検討してないし、考えてないんですけども、今後、必要があれば検討していきたいというふうに思います。

それと、10年間に、まず倒産して、所有権移転がされるということになりますけども、登記簿上に買い戻し特約というのが明記されます。ですから、それが承知の上で転売をされても、それは登記上名目は変わるんですけども、市がこの特約を行使すれば、それが優先されるということで、市のものに買い戻すことが優先的にできると。その所有権登記はその時点で無効になるというふうに、今、うちのほうでは解釈をしております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 逆に、買い戻した方がいいが、これがいわゆる誰もその後買い手がなくて、そのままこれが残った場合、市はその処置を非常に困るんじゃないかなど。要するに、これが経営破綻して、そのまま太陽光発電が誰も利用されなくて、もしそのときのことはどのように考えているのか。あれがもう不用の長物としてあれがもし仮に残った場合、どういうふうにそこは考えているのか。必ず誰かが買い取り手があればいいですけど、その辺はどういうふうに考えているのか。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） その場合は、買い戻しをすれば、また市の財産として今の状態に戻

るということです。ですから、今の状態に戻して、また再度相手方を探すということになろうと思います。ですから、その時点で、今の時点で、さらにその先の相手方ということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） ほかにありませんか。二ノ宮健治君。

○議員（5番 二ノ宮健治君） 私としては、大変にいい話ができたんじゃないかというぐあいに思っています。というのも、特に、地元の塚原地区の人から見たら、市のほうにできるだけ早く売っていただきたいという要望があってございました。市も何度もこの土地についてはプロポーザル方式等でいろんな検討をしたんですけど、なかなか買い手がうまく見つからなかったという報告を議会にも受けています。

今回、先ほど同僚議員が言いましたように、今、市としても自然エネルギー政策を進めようという中で、まさに私たちが理想としていた買い手があらわれたんじゃないかというぐあいに思っています。

しかし、議会として一番心配しているのは、この契約どおりに会社がうまくやってくれるかどうかということです。特に心配してたのが転売です。転売の問題です。というのは、その相手の実績のないファンド会社ということの中で、土地ころがしとするんじゃないかという心配をしておりました。しかし、この中に用途指定、それから買い戻し条項がついておまして、特に買い戻し条項については、私たちが転売を防ぐためだというぐあいに思ってたんですが、先ほどからの説明の中で、もう少し法的な効力が強いんだということで、少し安心をいたしました。

そこで、再度お聞きをしたいんですが、議会の中でこういう話があった。というのは、土地を1億円なりで売りました。そして、その後に会社が経営をする、会社が新しい建物を建てるためにそれに担保をしいていくということで、5億円なり6億円の担保権が設定をされました。そして、いよいよ会社がいかれなくなって、まだ言えば、市のほうにその買い戻しを求めてきたということのときに、例えばその4億円なりの抵当権については、先ほどの説明では、売買した1億4,000万円ぐらいの金だけを支払えば、それ以外についてはもう破棄されるといいますか、という説明を受けたんですけど、その辺を特に確認をしたいと思います。

○議長（生野 征平君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） 契約管理課長です。お答えします。

今、議員が申されたとおりでございます。市としては負担する金額は市が買った金額の1億4,000万円だけでございます。あとは負担することはないというふうに解釈しております。

○議長（生野 征平君） 二ノ宮健治君。

○議員（5番 二ノ宮健治君） 済みません。負担することはないというのは、簡単に言えば、幾

らの抵当権がしかれていても、市がその1億4,000万円をその抵当権者に支払えば、あとのものについては法的にチャラになるということですか。

○議長（生野 征平君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） 契約管理課長です。お答えします。

御指摘のとおりでございます。以上の金額については消滅してしまうということになりますので、そもそもそういう高い抵当権は設定しないと思われま。

○議長（生野 征平君） いいですか。ほかにありませんか。高橋君。

○議員（7番 高橋 義孝君） 済みません。

まず1点は、いただいた資料の経緯、塚原全共跡地売り払い経緯というものを読ませていただいておりますが、計画が年度をまたがっていますけれども、協定書の中にも地域への配慮であるとか、事業の円滑な運営ということが書かれているんですけども、当初、地元の説明だけで、その後、地域に説明したような経緯がないんですけども、その辺が新年度になって、新しい自治委員さんのもと、説明等が行われたのか、行われてないのか、そこをちょっと教えてください。

それと、財産管理組合と自治区とはどういうふうな関係にあるのか。それがイコールなのか、全くそうではないのか、どのくらいの構成員がおられるのかというのをちょっと教えていただきたいと思ひます。

経緯の中に、平成25年2月21日に契約書及び協定書、文言ほぼ合意ということで、ほぼ合意の中身をちょっと教えてください。何がほぼ合意で、まだそのままになっているのか、その辺をちょっとお教えいただきたいと思ひます。

まず、1回目、以上お願いします。

○議長（生野 征平君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） 契約管理課長です。お答えします。

地元説明につきましては、12月の後半です。一応説明を、第1回を説明しております。その後につきましては、自治区に対する説明につきましては、まだ行っておりませんが、設計書等具体的な図面等でき上がりましたら、これは地元説明会をするように指導いたします。また、業者もそのつもりでおります。

2番目の財産管理組合と自治区についてですが、財産管理組合につきましては、85名の財産管理組合の方がおられる、持ち分権があるというふう聞いておりますが、現在、実質は65名の方しかいないということでございます。自治区と財産管理組合については、イコールではございません。自治区については――失礼しました。財産管理組合につきましては、昔から住まれている方が組合員として加入しておりますけれども、自治区につきましては、最近に入って自治区に入られた方もおられますので、そういう方については、財産管理組合員ではないということでご

ざいます。

3点目が、ほぼ合意についてということでございましたが、もう済みません。この契約書の内容、それから協定書の内容で合意したということでございます。最終的にはです。そういうことでございます。

○議長（生野 征平君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） わかりました。当然、地域への配慮であるとか、地域にこの施設がどのような形で貢献するかということが、先ほども出る意見が出ておりましたけども、そういったことを済まされて、議会に提案するというのが筋道ではないかというふうに思うんですけども、そこを今、自治委員さん、どなたがやられているんですか。

○議長（生野 征平君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） 契約管理課長です。お答えします。

私たちが説明会したときは佐藤さん、佐藤干城さんでございました。（「今年度」と呼ぶ者あり）今年度は竹内さんにかわられたと聞いております。

○議長（生野 征平君） 高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） 今、竹内さんが自治委員をやられていて、その方に改めて市も一緒に事業の報告に行くということでよろしいんですか。

○議長（生野 征平君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） 契約管理課長です。お答えします。

自治区への説明をする場合には、業者も行きますし、私たちが行く必要があれば行きたいと考えております。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 賛成とも反対ともつかぬようなことになるかと思いますが、そもそもプロポーザルで募集したと言いながら、1社が辞退しておりますから、全くプロポーザルでない、いわゆる比較対象するべき存在がないということがございます。また、今、る多くの同僚議員が不安材料については、質疑をなさいました。そういう不安材料を解消してから契約に移るのが本筋だと思います。

しかるに、この41号を本日ここで採決するということになると疑念を抱かざるを得ない。

また、先ほど質疑で申し上げました美しい村に指定されているあの地域が取り消しなどになれ

ば、全く名誉がなくなるという不名誉まで発生するということが懸念されるのもかわらず、まだ、その確認をなさっていない。この点。実際問題としての具体的なソーラー発電そのものは、私はその必要性は認めます。再生可能エネルギー、これからどんどんやっていかざるを得ないことになりますから、ソーラー発電には賛成でございますし、地域の方がそのために入会地を売るといっても、当然、賛成です。社会のためになる発電を行うということであれば。

ただ、今申し上げましたように、多くの疑念を抱えたまま、議案上程になっておるわけです。この段階で採決を行うということに、私は自分自身の責任が持てません。もっとしっかりと確認すべき点を確認して、きちんとした説明を議会に対して御答弁いただいてから、初めて採決ということになるかと思しますので、この審査すべき点がまだ十分でないという点を踏まえて、退席させていただきます。

〔11番 溝口 泰章君 退場〕

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 私も、このことをすごく悩んでいます。売買契約についての議案だけだから、太陽光発電は別として、売買は売買でできればいいんじゃないかとも思いましたが、ただ、この太陽光発電を導入することが前提の売買契約ですので、そのことは切り離せないということで、大変難しい問題だというふうに思っています。私も今の同僚議員の発言と同じように、売れるものなら売りたいし、これは共進会跡地問題は、旧湯布院町時代からもう何年にもわたって抱えてきた問題です。我々も旧町議会議員時代にも、この問題何回もいろいろ審議をしましたし、ずっと地元のほうから、何とかいい形であそこを売るなりなんなりしてほしいということも聞いてきました。それから歴代、代々の担当者の方が大変苦勞されて、あそこの利用について、いろんなことを試みて調査してこられた経緯もよく知っています。だからこそ、本当にいい形で、あそこが地元にとってもいいし、由布市にとってもいいし、また、そこを取得する方にとってもいいような形のものを見つけないというのは悲願であります。ですから、今回のこういう業者が見つかったことについては、非常に期待はしたいんです。だからこそ、これだけ心配の声を上げるんです。いいと思って売って見たけれども、実際、ひどいことになるんじゃないかという心配です。

それから、もう一つやっぱり太陽光発電というものをどう由布市として受け入れればいいのかということも、もっともっと十分に精査すべきであるというふうに思います。

今、るる心配の話が出ましたし、まだまだ不明瞭な点もいっぱいあります。こういう時代の流れとはいえ、こういうものを由布市が受け入れることについては、基本的には自然エネルギーを推進したいので受け入れたいのであれば、もっと市として受け入れる体制を万全に整える必要があると思うんです。特に湯布院地域のまちづくりの歴史を考えますと、例えば20年前、当時、

湯布院町にはリゾートマンションブームが大挙して押し寄せました。当時、人口と同じだけ、あるいはそれ以上の戸数を持つリゾートマンション計画が上がってきたんです。御存じだと思いますが。そういうものを受け入れるべきかどうかということで、湯布院町は大変悩んで、苦しんで、議会も一緒になって、まず、何でもかんでも法律にのっとってるから受け入れるのではなくて、一遍窓口を閉めて、受け入れるのであれば、湯布院のまちづくりにふさわしい受け入れ方をきちんと整備しようということで、潤いのある町づくり条例をつくったんです。当時、国交省にも、当時の建設省ですけども、かけ合って、1年以上かけて、議会もその間、何回も何回もその条例づくりに時間をかけて、これだったら大丈夫だと、こういう形だったら、開発を受け入れても大丈夫だという体制を整えて、それを条例という形にして、成長の管理という考え方を基本姿勢に打ち出して、それで、さあ、こういうふうの開発を受け入れますよということをやってきたんです。これが私は湯布院のまちづくり精神なんです。

だからこそ、今回も私、同じだと思うんです。こういう太陽光発電事業を否定するんではありません。ただ、由布市には由布市なりの受け入れ方がきちんとある。そのためには、きちんとどういふ点を由布市としては整備をして、あるいは指導や条件をつけて、あるいは条例、要綱をつくっておりますけれども、それに対してどうやって地元の合意やその後の指導ができるかということを中心にきちんとつくった上で、これだったら太陽光発電、由布市受け入れても大丈夫だと、そういうことをしてから、私はこういう契約事業を進めていくべきだと思うんです。

それで、その上でオーケーだとなれば、みんな何の心配もせずに、さあ、どうぞここで太陽光発電やってくださいと、もろ手を挙げて賛成できると思うんですが、今の時点では何もかもあやふやで、いいほうにばかり見込みを見込んでいて、もしだめになった場合、後、その塚原の土地が、あそこの地域が一番心配なんです。

そういう意味でも、私は今の時点でこれだけの曖昧な点がある時点で、今このことを判断すべきときではないというふうに思います。せめて議会としても委員会付託をして、委員会の中で十分精査したいというふうに望みましたけれども、地元の湯布院の議員の圧倒的な多数が慎重に審議したいと言ってますけど、ほかの地域の皆さんがもう審議しなくていいんだ。この場で採決してしまえということ、私は地元出身の議員として大変残念に思いますので、もうちょっと十分に精査すべきだというふうに思いまして、私もこの採決には望まないの、退席させていただきます。

以上です。（「名札を倒してください」と呼ぶ者あり）

〔6番 小林華弥子君 退場〕

○議長（生野 征平君） 長谷川建策君。

○議員（4番 長谷川建策君） 私も地元で相当悩みました。いろんな悪評を聞いたり、買い取り

業者も心配しました。しかし、ずっと塚原に入ってみて、皆の意見を聞いたり、実際やってきました。本当に長年、早く売ってほしい。何とか売ってもらいたいちゅう気持ち、みんな地区の人がそういう気持ちでありました。そしてまた、いい買い主がおりましたので、何か今回の買い主を逃したら、この次はまたいつ売れるかわからんちゅうような話も聞きましたし。失敗を、失敗のことを思ってやったら物事は何もできません。確かに仮契約もしておりますので、この際、思い切って、この契約に私は賛成をいたしたいと思います。（拍手）

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか。高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） 私も退席をしようと思っておりますが、一言だけ言わせてください。

これまでの経過内容を見ますと、契約管理課は土地の売買であるとか、契約、その土地を管理するということは主な業務でやっていますが、実際、由布市には公有財産管理委員会というのが設置をされておまして、その市有地、入会地であっても、市有地をいかに有効活用するかということをしっかり議論を重ねて行うという委員会があります。その委員会でもどのような議論がなされたかという説明は、今のところ一切ないんです。あそこの土地のこれまでの経緯というのは、私もよく存じておりますが、ただ単に売ればいいのかということに関して、私も大きな疑問があります。あれだけの大自然豊かな塚原の地域において、もっとほかに活用方法があるのではないかということが私の思いの中にあります。

そういったことを最大限、みんなでやっぱり知恵を絞って考えて、本当にあそこの土地が地域にとっても、また、由布市にとっても有効活用できる。また、訪れる人たちにとっても安らぎを与えるような土地の活用方法というのがまだまだあるのではないかというふうなことを申し添えて、私も退席をさせていただきます。

〔7番 高橋 義孝君 退場〕

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか。二ノ宮健治君。

○議員（5番 二ノ宮健治君） 先ほども言ったんですけど、やはり地域の熱い希望があるということが1点です。

それから、確かに自然エネルギーというものを由布市の中で今からどうしようかということも必要なんですけど、逆に言えば、こういう会社が来たことによって、由布市の自然エネルギー、今からどうするかということを実践をしながら考える場にしていただきたいということです。

それから、根本的にいつも私悩むんですけど、例えばこの41号の中で、由布市財産条例第2条の規定により議会の議決を求めるということの中で、議会がどこまで入っていけるかとか、何を押さえればいいのかということがよく私もわかりません。しかし、今回については、やはり契約どおりにそれが実施をされるかどうか。特に、会社があやふやだというような意見の中で、転売をされるんじゃないかというような、そういう心配をしておりました。しかし、先ほどからの

質問の中で、契約書の中にも、用途指定等もあるし、そういう点についてはほとんど心配ないんだなというような、私は感覚を受けました。

ただ、いろんな問題点が出ました。そのことについては、やはり業者、そして地元、それから行政一体となって、本契約、売買の登記ができるまでに、一つ一つ問題がないように解決をしていただきたいというように思っています。

経済活動ということを副市長がよく言われるんですけど、ぜひこの経済活動が成功して、所期の目的どおりになるように、私たちも支援をしたいし、期待をしております。

そういうことで、この議案については賛成の討論といたしたいと思います。

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立13名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（生野 征平君） 以上で、本臨時会の議事日程は全て終了いたしました。

市長、閉会挨拶。市長。ちょっと待ってください。

〔6番 小林華弥子君、7番 高橋 義孝君、11番 溝口 泰章君 入場〕

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 平成25年第1回臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日提案いたしました5議案につきまして、真摯な御審議をいただき、御承認並びに御可決をいただきましたことをまことにありがとうございます。いろんな御意見も出されましたが、その件については我々もしっかり勉強してまいりたいと考えております。

さて、新年度になりまして、市役所では新しい部課長や新採用職員を配置し、新体制となったところであります。私は、職員に対して、今ある自分よりも一歩前に出ようということで、一歩前進を命じておりますが、4月1日の辞令交付式におきましては、一歩前進のその一歩をいつかではなくて、今、その一歩を踏み出す決意をするようにと訓示をしたところであります。

春とはいえ、まだまだ寒い日が続きます。議員の皆様におかれましては、健康に十分御留意をいただき、より一層御活躍されますようお祈りいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（生野 征平君） 以上をもちまして、本日の第1回臨時会は終了いたしました。

議員各位には、健康に御留意の上、議員活動にお励みいただきますようお願い申し上げ、閉会に当たりお礼の御挨拶といたします。

これにて、平成25年第1回由布市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後0時36分閉会
